

治療の為に薬物を使うとき

病気や怪我の治療のため禁止物質あるいは禁止方法を使用する場合、事前に申請手続きを行って承認されれば、例外的にその治療を受けることができます。

この制度を「治療目的使用の適用措置(Therapeutic Use Exemptions 以下、TUE)」といいます。

怪我や病気になったとき選手の皆さんは何をしますか。

薬局に行き薬を購入する

薬品によっては禁止薬物が含まれているものもあります、特に飲み薬には注意してください。

風邪薬などの総合感冒薬のほとんどにエフェドリンなどの禁止薬物を含み、葛根湯などの一部の漢方薬には麻黄を含み、麻黄にはエフェドリンがふくまれます。

市販の胃腸薬にはストリキニーネなどの興奮剤を含むものもあり、強壮剤の一部にはメチルテストステロンなどの蛋白同化剤をふくむものもあります。

但しエフェドリンなどは競技会検査で禁止されるものであるため、試合の前1週間以上間があいていれば、市販の感冒薬を服用しても問題はありません。

しかし常に禁止される物質として蛋白同化剤、ホルモンと関連物質、ベータ2作用剤(例外もある)、抗エストロゲン作用を有する物質、利尿剤と隠蔽剤などが挙げられる。

医師の治療を受ける

薬品を使用する治療を受けるときは、医師に自分は競技スポーツ選手であることを継ぎ、そのために禁止薬物を使用している治療に対しては制約があることをつけず、特に居所情報対象選手にはJADA(日本アンチドーピング機構)競技外検査の常時対象となるためTUE申請書を書いてもらう必要があります。

又対象選手以外でもJBBF登録選手は抜き打ち検査の対象者です、治療を受ける際には医師に相談しTUE申請書が必要な場合提出してください。

ほとんどの病院では医療用医薬品の一般名、商品名から禁止薬物の使用がわかります、使用する場合には**医学的治療の為に禁止薬物使用**を参考にTUE申請書を日本ボディビル連盟に提出してください。

標準申請 大会出場の25日前までにJBBFへ提出

略式申請 大会直前まで受け付ける

居所情報対象選手は大会日に関係なく提出

禁止薬物であるかわからないときは商品名、薬品名(英文の場合原文)を正確に記入し(書式は自由)、日本ボディビル連盟ドーピングコントロール委員会までFAXにてお問い合わせください、所属協会・選手氏名・返送先FAX番号を必ず記入してください。

医学的治療の為に禁止薬物使用について

TUE標準申請書の対象

その治療を中止すると健康上重大な障害を受ける。

治療上使用した結果、競技力を向上させない。

その禁止物質・禁止方法を使用する以外、代替の方法がない。

糖質コルチコイドの経口使用、経直腸使用、静脈内使用、筋肉内使用については標準申請(医師の署名が必要)

TUE略式申請書の対象

TUEの略式申請書は4種類のベータ2作用薬(フォルモテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリン)の吸入及び糖質コルチコイドの局所使用のみが該当する。(医師の署名が必要)

ベータ2作用薬とは、喘息および運動誘発性喘息の予防および治療薬。但し上記4成分のみ

糖質コルチコイドの局所使用とは、副腎皮質ステロイドを関節内、関節周囲、腱周囲、硬膜外、皮下注射及び吸入が対象

TUEの例外的措置

糖質コルチコイドの局所使用のうち皮膚、耳、鼻、目、口腔内、歯肉、肛門周囲の疾患に関しては局所使用は禁止せず、TUEも不要

申請書類の提出は、JADAのホームページよりダウンロードして治療を行う医師に提出してください、その後申請書を日本ボディビル連盟まで郵送願います。(申請書に関しては日本連盟にもありますのでお問い合わせください)

治療を受けた後で申請書を提出した場合や、申請書の承認がJADAより認可される前に治療し、競技会または競技外(抜打ち)検査によって陽性反応が出た場合にはドーピング違反となります。

例外的に不慮の事故により本人の意識がない状態での治療に使用した場合は、事後報告でも認められる場合もあります。